

池田町の農業振興について
最終答申書

令和5年12月4日

池田町農業振興協議会

目 次

1	はじめに ～池田町農業の限りない発展に向けて～	1
2	諮問項目	4
3	池田町農業振興協議会委員名簿	4
4	社口原農地について	5
	(1) 現状(経過)	
	(2) 課題と提言	
5	中間答申後の動向と最終答申の考え方	13
6	池田町の農業・農村の現状と課題	13
7	池田町への提言	18
	(1) 提言の基本理念	
	(2) 担い手について	
	(3) 農地利用について	
	(4) 新たな担い手法人の概要と経営シミュレーション	
	(5) 池田町の役割	
	(6) その他関係機関に期待される支援	
	(7) 実施状況の確認(進捗管理)	
	(8) 関係する資料	
8	これまでの審議経過(中間答申以降)	33

1 はじめに ～池田町農業の限らない発展に向けて～

令和4年2月21日、長野県農地中間管理機構を通じ、平成21年から平成23年にかけて県営中山間総合整備事業で整備した池田町社口原農地の耕作者池田町ファーム滝沢支部から、「耕作者の高齢化等の理由から契約期間日(令和8年12月31日)まで耕作継続ができない、町の依頼を受けて契約したこともあり、令和4年度は耕作するがそれ以降は池田町で対策してほしい」との要請を受けた。

この要請を受け池田町は、現状では、町内に社口原の耕作を希望する農業者がいないため、事業主体である長野県の担当である農地整備課と相談し「補助金の趣旨を成し遂げる」ために、事業関係者の参加で構成する「池田町農業振興協議会」を令和4年8月に設置し、方針と対策づくりを依頼した。

委員構成は、この補助事業に関わる者とし、大北農業振興協議会長(県議会議員)、町議会議長を正副会長に、事業に関係する長野県農地中間管理機構(長野県農業開発公社)理事長、県農地整備課企画幹、県農業試験場場長、町農業委員会会長、農業者代表、社口原地権者代表、JA所長、事業開始時に町職員であった副町長とし、担当する県北アルプス地域振興局農業農村支援センター所長、農地整備課長、農業農村支援センター技術経営普及課長をアドバイザーとし、事務局長に町振興課長、事務局を振興課内に置き、事態の重要性を考慮し町に県が協力して審議する体制とした。

さらに諮問者である池田町長の要請があり、現在の池田町の農業者の平均年齢は72歳で、担い手がないこと、農地の94%が2ha以下のコメ中心の農業で、コメ価格が低迷する中で、ほとんどの農家が赤字経営のため、農業継続の危機感から、担い手不足と水田農業の厳しい経営状況などの解消策を大きな諮問項目とした。

協議会は、審議の前提として、「この課題の解決は、町農業の大きな転換期として捉え、少子高齢化が進む現在、町全体で向かい合う最重要課題と位置付けて、住民や農業者、地権者の意見を取り入れる『開かれた協議会』を目指す方針」のもと開催された。

担い手の育成確保では、①若い農業従事者を常勤雇用とする。農地保全では、②コメに頼らない高付加価値農業を推進する。そのために『新農業法人』を設立し、産地生産

基盤パワーアップ事業の活用をベースに機器整備等を図り、ひまわりオイルなどの特産品づくりを入れ、社口原農地の耕作、池田町全体の農業振興を展開する持続可能な営農体制の構築を含め令和4年11月21日に中間答申書を提出した。

その後、中間答申への池田町の取り組みに進捗が見られず、社口原農地を整備した事業主体である県農地整備課から選出されている委員から協議会の再開要請があった。その他に、町民から「オーガニック農業や自然農法の提案をしたい」と申し出があり、令和5年7月協議会正副会長で協議して再開した。

また、令和5年4月、国は『人・農地プラン』作成の未達成状況を打開するために、「10年後の一ほ場ごとの耕作者と作付け品目の公告の義務付け」を含めた「農業経営基盤強化促進法」の一部を改正し、全国の市町村に実効性ある『地域計画の策定』を法制化した。この日本農政の大きな変革に対し、令和5年7月、池田町農業振興協議会は諮問者の池田町長と相談し、同法に基づき、令和5、6年度で「10年後一ほ場ごとに、誰が何を耕作するか」町が計画する地域計画の実効性を高める必要性もあり、中間答申の提言への取り組みを促すためにも課題である社口原農業振興のほか、実効性ある農業振興の具体的な内容まで言及することとした。

再開した協議会では、令和の農業大改革を進める国の新たな政策「中山間地域農業農村総合整備事業」を柱に、畑作等促進整備事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業等を新たに導入し、補助金で整備した社口原農地や農地の基盤整備が進む会染西部地域など農業振興地域内農用地の第I種農地を含めて、10年、20年後の池田町の持続可能な農業農村の振興の姿である「若い担い手の育成と担い手が子育てなど生活できる環境づくりとコメだけの生活が厳しい中での高付加価値農産物の産地づくり」を実行するために、町の意味を尊重し、既に町が推進するぶどう畑事業のように、町が参加し、町農業者、農業団体や販売企業等が参加する県下に例を見ない農業法人を核とする農業振興を提案し、懸案課題の解決策とした。

同農業法人は、急激な人口減少の広津地域など中山間地域の活性化対策も推進し、収益が上がる農業の実効策として水田利用(コメ)とぶどう、リンゴ、アスパラガス、ベリー栽培等を組み合わせ、「花とハーブの里池田町」にふさわしい花の栽培とその加工品製

造を含め、オーガニック農業を取り入れ、都市農村の交流の拠点ともなる「公共性を高めた組織とする」こととした。

国、県の制度を効率よく活用し、課題解決から全国に誇る先駆けた農業展開を町のリーダーシップで展開することを切望し、最終答申書を本日提出する。

令和5年12月4日

池田町農業振興協議会

会長 宮澤敏文

2 諮問項目

「池田町の農業振興について」

3 池田町農業振興協議会 委員名簿

会 長：宮澤 敏文（学識経験者、大北地区農業振興推進協議会会長、長野県議会議員）

会長代行：矢口 新平（池田町議会議長） 令和4年度

横澤 はま（池田町議会議長） 令和5年度

委 員：北原 富裕（長野県農業開発公社理事長） 令和4年度

小林 安男（長野県農業開発公社理事長） 令和5年度

鈴木 正幸（長野県農業試験場場長、病害虫防除所所長）

小松 俊一（長野県農政部農地整備課企画幹）

片瀬 善昭（池田町農業委員会会長）

櫻井 康人（農業者代表）

中山 眞（地権者代表）

立岩 満（大北農協池田地区所長）

小田切 隆（池田町副町長） 令和4年度

アドバイザー：佐藤 源彦（長野県北アルプス農業農村支援センター所長） 令和4年度

城取 和茂（長野県北アルプス農業農村支援センター所長） 令和5年度

中塚 満（長野県北アルプス農業農村支援センター企画幹兼技術経営普及課長）

小林 照男（長野県北アルプス地域振興局農地整備課長） 令和4年度

市川 智由（長野県北アルプス地域振興局農地整備課長） 令和5年度

事務局長：大澤 孔（池田町振興課長）

事務局：池田町振興課農政係

4 社口原農地について

(1) 現状(経過)

① 審議の経過

令和4年2月21日、(農)池田町ファームから池田町長に対し、「令和8年12月末まで耕作契約を結んでいる社口原農地の耕作について、担い手の高齢化、獣害等によるソバの大幅な減収、さらに交付金制度の変更による収入減により、これ以上耕作を継続することはできない。しかるべき対策を取ってほしい」と申し出があった。

県は、「池田町からの強い農業振興の要望が採択され、県が事業主体となる県営事業で道路を含め2億4千万円ほどの事業費で造成した社口原農地だけに、農地の耕作の継続が危ぶまれている」ことを大きな問題として捉え、プロジェクト会議を設置し検討を始めた。

池田町においては、「池田町農業振興協議会」を令和4年8月19日に設置して、県や長野県農業開発公社等から委員の参加を求め、計5回の協議会による協議を重ね、11月21日に池田町に対して「中間答申」を行った。

池田町は、この中間答申を受け、実現に取り組んでいたが、この進捗状況が芳しくないことから、県営事業の担当である、長野県農政部農地整備課から参加している委員から、現在の進捗状況の確認の要請があり、令和5年7月12日、最終答申に向けた審議がスタートし、計5回の審議を重ねた。

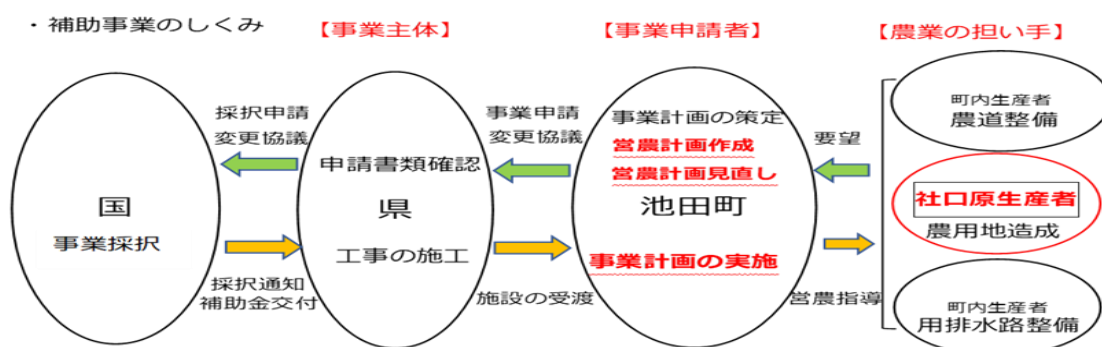
11月9日、池田町農業振興協議会会長は、町関係委員、振興課同席のもと(農)池田町ファームに「社口原耕作の意向」を正式に確認した。(農)池田町ファームからは「社口原の営農継続は出来ないので、是非新法人で耕作して欲しい」との意向を確認した。

② 農地整備事業の経過

社口原農地は、池田町の東部山麓地域に位置し、農振農用地に位置付けられている5.6haの畑地である。

整備前は桑園であったが、養蚕業の衰退とともに荒廃化し、農地の有効活用がなされず、荒廃農地が野生鳥獣の生息場所となり周辺の住環境にも悪影響を及ぼしていた。

このような状況の中、池田町は平成 13 年度、複数の用水路や農道の整備とともに社口原農地の整備を行うことにより町全体の活性化を図ることを目的とした、国庫補助事業（県営中山間総合整備事業 池田東部地区）の導入を図ることとした。



池田町では、社口原農地を含む工種毎の営農計画(1)を作成し、その営農計画に基づいた土地改良事業計画を策定して長野県に事業申請を行った。（【表 2】）

県では、営農計画を含む事業計画の内容を確認し、国に採択申請を行い、国から平成 14 年度の県営事業地区として採択された。

採択後、県は事業計画（営農計画(1)含む）に基づき、順次事業を進めてきたが、平成 21 年度から事業着手した社口原農地の農用地造成については、平成 22 年度の予算要求から国の実施方針が厳しくなり、「平成 14 年度の営農計画では実効性と十分な事業効果が得られない」と国から指導があり、町から改めて営農計画が提出されるまでは平成 22 年度の事業着手が困難となった。

平成 22 年 8 月 3 日、「観光利用を取り入れたより実効性があり収益性のある作物を導入した営農計画(2)」(以下「再申請」)が池田町長から県に提出され、国に変更協議した結果、事業着手が認可され、事業を再開した。（【表 2】及び「営農計画変更協議書」)

【表 2】社口原農地営農計画

営農計画	作成時期	現況作物名	計画作物名
(1)	平成 14 年度 採択時	桑（まゆ）	そば、きゅうり、はくさい、だいこん、 カーネーション、ラベンダー
(2)	平成 22 年 8 月	桑（まゆ）	そば、カボチャ、ニンニク、リンドウ、 さつま芋、わらび、ラベンダー

22 振耕第 63 号
平成 22 年 8 月 3 日

長野県農政部長 様

池田町長 勝山 隆



中山間整備事業池田東部地区社口原工区の営農計画変更協議について

このことについて、中山間整備事業池田東部地区社口原工区では、農薬使用不可の制限があり（当農地の下流では伏流水を飲料水として利用しているため）、当初事業計画と違うそばの作付けを計画しましたが、費用対効果に見合わないため、作付け計画について県の見直し指導を受けたことは、誠に遺憾であると受け止めております。

町といたしましては、当事業は東山の農業振興や活性化にとって重要な事業であり、生産性の高い付加価値のある営農計画に見直しました。農業農村整備事業予算が極めて厳しい状況下ではありますが、確実に実行してまいりますので、事業の継続を是非お願い致します。

中山間総合整備事業池田東部社口原地区営農計画変更について

平成 22 年 8 月
池田町役場振興課

池田町のキャッチコピーは「花とハーブの里」、観光基本理念を「観光まちづくり」と定め、自然と共生し、今ある資源を活かし、来訪者も住民も楽しくなる「住んでよし訪れてよしの町づくり」を目指している。特に東山をコースとしたウォーキングイベントや案内人組織を充実させ、ホスピタリティ向上を目指している。

東山山麓沿いに広がる遊休農地を整備し、中山間総合整備事業、畑地帯総合整備事業等を導入し、農地整備を行い、南部の中之郷工区では、ワインメーカーによるワイン用ぶどう畑、渋田見工区では、地元民が会社を立ち上げ、ワイン用ぶどう畑となり生産が始まっている。

この社口原工区では、様々な制約がある中「花とハーブの里」のキャッチコピーにふさわしい展開や「観光農園」的要素を取り入れ、5 年後には、生産者の所得向上、収益性を大切にします。

営農の継続性、連担による作業効率、土地への愛着など様々な要素から滝沢南部営農組合を担い手として受託してもらった。

平成 21 年日本で最も美しい村連合に加盟し、美しい町づくりを目指している。

「北アルプスの景観と安曇野の田園風景」を守り、それを活かすために景観の根幹を形成している農業を守り育てていかななくてはならない。地産地消を推進し、有機無農薬・低農薬農法の研究と普及に重点を置く作物の導入をしていく。

平成 23 年度末に社口原農地の工事が完了し、県は完成した農地を町に引き渡した。引き渡した農地では、町などが営農指導を行い、滝沢南部営農組合（現（農）池田町ファーム滝沢支部）により耕作が開始されたが、今日までに平成 22 年 8 月に計画した営農計画が実現されていない。

また、農用地造成に併せて、渋田見集落から社口原農地に通じる道路が、幅員が狭く未整備なため、車両の通行が難しく、通作のみならず農作物の輸送にも大変苦慮し、農地の荒廃化の一因にもなっていたことから、①農業機械の移動及び通作支障の解消、②一次輸送の効率化、③観光客との交流による地域活性化など「再申請の内容実現のために、本事業で農道工（渋田見工区道幅 5m）整備」として採択された。

農道工（渋田見工区）は、上記目的から社口原農地完了時に供用を開始させるため、平成 18 年度から農道拡幅と線形変更に伴う用地買収に着手し、平成 23 年 6 月までに農道用地として必要な面積 12,369 m²を長野県が取得した。工事については、平成 21 年度に滝沢集落側から着手し、平成 23 年度に全線を舗装して完成した。完成した農道は、県が取得した用地とともに町に譲与され、現在は農道として町が維持管理を行っているが、今のまま社口原農地の営農が継続されない場合、再申請内容の実現に向けて整備した農道の目的としての効果①②（前述）が発揮されていないこととなる。

（【表 1】）

【表 1】社口原農地整備の経過

事業名	県営中山間総合整備事業	事業主体	長野県
事業内容 (地区全体)	農用地造成 (1 か所 A=5.6ha) 農業用排水路工 (7 路線 L=3,373m) 農道工 (7 路線 L=2,115m)	事業申請者	池田町
		実施期間	H14～H23
		事業費	1,136,400 千円
事業内容 (社口原)	農用地造成 A=5.6ha 農道工 (渋田見工区) L=825m W=5.0m	実施期間	H21～H23
		事業費 (農地造成)	67,000 千円
		事業費 (農道、水路他)	181,000 千円
負担割合	国 55%-県 30%-町・地元 15%	事業申請 H14. 3. 13	事業採択 H14. 3. 29

③ 農地整備後の状況

池田町としては、社口原農地の農業振興を当初都市と農村の交流事業として想定していたラインガルテン（約2ha）整備を見送るだけではなく、その後の耕作者確保も不調に終わる等なかなか耕作者が見つからない中で、営農の継続性、連坦による作業効率、土地への愛着など様々な要素から滝沢南部営農組合（現池田町ファーム滝沢支部）を担い手として受託してもらった。

平成28年5月1日から約6haを池田町の指導により、地権者56人が長野県農地中間管理機構に貸付け、長野県農地中間管理機構は耕作者の滝沢南部営農組合（現池田町ファーム滝沢支部）の構成員に貸付け、滝沢南部営農組合（現池田町ファーム滝沢支部）は、地域集積協力金（1,719,900円）の交付を受けている。

なお、現在の耕作者は、以下のとおりであり、長野県農地中間管理機構が地主から農地を借受け、（農）池田町ファームへ利用権を設定している。（【表3】）

【表3】 社口原農地の主な利用権設定

耕作者	（農）池田町ファーム
利用権設定期間	R1. 6. 28～R8. 12. 31
契約内容	利用権（使用貸借）の設定

令和4年2月21日、（農）池田町ファームから池田町長に対する申し出があり、令和4年度からは耕作できないとされたが、町が新たな耕作者を選定できないため、令和4年及び令和5年は（農）池田町ファームがソバを栽培した。

(2) 課題と提言

ア 農地・耕作

(ア) 課題

社口原農地は補助金を活用した農振農用地であるが、令和6年以降の耕作継続の予定がない。

このまま耕作が継続されず維持管理も行われない場合、補助事業で造成した農地であるため、国から補助金返還の指摘をうける可能性がある。仮に返還となった場

合、町は農地の造成費用（67,000千円）のうち、国（55%）、県（30%）の負担分85%相当（56,950千円）の返還を求められる。これは町の財政状況を更に悪化させることになるばかりでなく、現在、社口原事業と同じ県営事業実施中の会染西部地区にも耕作継続の見地から悪影響を及ぼしかねないことから、池田町が責任をもって社口原農地の耕作を令和6年度から継続するための法人設立が求められている。

(イ) 提言

- ・耕作を継続するためには、新たな耕作者（組織）が必要であり、当協議会が開催した住民説明会で意見があったように、町が主体となって確保する必要がある。
- ・新たな耕作者においては、農業経営の難しさから、水稻のみでなく、国の方針である収益性の高い園芸品目である果樹や野菜を組み合わせた複合経営を行うことが必要である。
- ・農地の諸条件として、かん水問題は調査の結果、隣接沢水を引水することとし、透水良好な土壌、西向き斜面で日当たりが良好なことから、ぶどう栽培が適するとした。
- ・耕作については、平成22年8月3日、町から県に提出し、国から認可を受けた再申請を厳守して、申請内容である観光農業の見地から景観にも優れる商品作物の菜の花、ヒマワリを栽培し、新たな耕作者における冬季の雇用確保のため、搾油施設を含む体験加工施設を建設し、「花とハーブの里にふさわしい特産品」を開発、商品化する。
- ・再申請の整備目標である「観光農業の振興」のために、トイレ等を整備し、都市と農村の交流事業を取り入れ、都市住民の農業への理解を進める。

イ 農 業

(ア) 課 題

- ・当協議会では、住民の理解を深めるため、令和4年11月12日、長野県果樹試験場長から「果樹用農薬の現状と環境への影響について」周辺住民を対象に説明会を開催した。その説明会においても農薬使用に対する安全性を懸念する質問が多く出

された。

(イ) 提言

- ・農薬使用にあたっては、隣接する住民に対して、渋田見区と同じように農薬散布前に情報提供する等、十分な説明責任を果たす必要がある。
- ・栽培する品目については、中間答申のりんごとももは「農薬散布の少ない作物にしてほしい」との周辺住民の要望に対応し、他の地で栽培する。

ウ 農業用水

(ア) 課題

- ・農業用かん水施設が整備されていない。

(イ) 提言

- ・社口原農地は、町から農業用水が不足するのではないかとの発言に対し、当協議会では担当の地域振興局農地整備課により、令和4年8月29日現地において水源調査を実施し、中間答申の内容でも、用地上部の小沢川からのかん水で十分であるとの結果に至った。

計画中の品目のかん水や防除を適切に行うため、畑作等促進整備事業を活用して、小沢川から敷地内に農業用水を確保する。

エ 獣害

(ア) 課題

- ・侵入防止柵が設置されているものの農地全体が囲まれていないため、周辺の道路や沢、西側の林地からシカやイノシシが侵入し食害が発生している。

(イ) 提言

- ・町が主体となって、野生動物が生息する林地と農地の間に侵入防止柵や緩衝帯、檻を設置するほか、新たな法人により、松川村で効果が確認されているヤギ等の放牧を行う等の対策が必要である。



ヤギの放牧(イメージ)



ひつじの放牧(イメージ)

オ 都市住民（観光客）との交流による地域活性化

(ア) 課題

- ・平成22年8月に池田町が再申請の中で作成された営農計画で謳われている「観光農園」的要素及び農道工（渋田見工区）の目的の一つである「観光客との交流による地域活性化」が不十分である。

(イ) 提言

- ・都市住民の農業体験など地域間交流を図るため、交流施設やトイレ、オーガニックエコファーム等の設置や景観にも優れる花き（菜の花、ヒマワリ）やベリーの植栽を行う。
- ・観光農業利用も含め町が再申請内容に沿って採択要因として整備した農道であり、現在町管理となっているが、道路沿いの草木の管理など観光利用にふさわしい管理をする必要がある。

【図1】 社口原農地のイメージ図（案）



5 中間答申後の動向と最終答申の考え方

昨年11月21日に中間答申を行って以降、農林水産省が農業経営基盤強化促進法の一部を改正し、市町村が「地域計画」を策定することが法定化された。地域計画とは、「担い手（人）」と「農地利用（農地）」の将来像を明確にするもので、市町村（地域）ごとに、「どのような農作物をどこでどのくらい生産するのか」という農業振興方針と、農地一筆一筆に10年後の耕作者を示す「目標地図」を併せて公告するものである。

この改正法は、令和5年4月1日に施行され、市町村は令和7年3月までに地域計画を策定しなければならない。

農林水産省が約10年間続けてきた人・農地プラン作成が遅々として進まない実態から、担い手・農地の政策を強化するため法律に規定したもので、当協議会として池田町全体の未来の農業像を強く意識した内容を最終答申とするものである。

6 池田町の農業・農村の現状と課題

(1) 現状

池田町の農地は約900ha（田：約724ha、畑：約169ha）で、919経営体が耕作している。（【表4】）

そのうち、30a以上を耕作する経営体では、水稻が479ha（74.5%）を占め、米価の下落や肥料等の生産資材費の高騰など経営に大きな影響を受けている。（【表5】）

経営体の年齢構成は、農事組合3法人の構成員の平均年齢72歳、2ha以上耕作の個人農家は56%で70歳以上と、高齢化が進んでいる。（【表4】）

経営規模は、2ha未満を耕作する個人農家が867経営体（247.5ha）と、94%を小規模な個人農家が占めている。（【表4】）

そのことから、町では担い手確保の一環として、令和5年4月から地域おこし協力隊（4名）を採用し、将来の基幹的農業従事者として育成を始めたが、未知数である。

補助金を受けるために池田町が計画を変更して国から採択された社口原の基盤整備農地（以下「社口原農地」）では、耕作者の高齢化などにより耕作を継続できない旨の

申し出があり、早急に新たな耕作者を確保することが求められている。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、市町村は、人・農地プランに代わり、地域内での協議の場を踏まえ、誰が何を作るか10年間を見通した農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定める地域計画を令和7年3月までに策定することとなった。

作付品目は、水稲、大豆などの『土地利用型作物』が612ha(92.5%)と大半を占め、「野菜」「果樹」「花き」などの『労働集約型作物』には、ワイン用ぶどう20ha、花き類3haはあるが、その他の品目は1haに満たず、わずかな面積となっている。野菜、果樹など高収入が見込める品目への移行が急務である。(【表5】)

水稲は、省力技術が普及し、低コスト(少人数)で農業経営を継続することができたが、人口減少や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響で、日本の主食用米の需要量が一年間に10万トンずつ減少していることから、長野県産コシヒカリの米価は、平成30年産16,087円/60kgから令和4年産14,933円/60kgと大きく低下している。このままでは水稲農家の経営は難しい。(【表6】)

また、燃油や生産資材が大幅に高騰しているため、利益率が急激に悪化する状況となっている。

【表4】 池田町再生協水田経営計画書（R4.5.25時点）から

大分類	中分類	経営体数	面積	課題	
法人	農事組合（水稲中心）	2	160.8ha	構成員の高齢化 （平均72歳）	
	農事組合（麦・大豆等受託）	1	1.7ha		
	家族経営（後継者あり）	4	46.5ha		
	会社	4	3.3ha	園芸作物、有機栽培への転換	
個人 （2ha以上）	80歳以上	23経営体 143.6ha	6	19.3ha	後継者の確保
	75歳以上		8	59.2ha	
	70歳以上	9	65.1ha		
	65歳以上	3	33.0ha		
	65歳未満	15	87.9ha		
小規模個人	1ha以上2ha未満	867経営体 247.5ha	50	66.1ha	ほとんどが所得不十分
	20a以上1ha未満		313	138.6ha	
	20a未満（飯米農家）	504	42.8ha		
計		919	724.3ha		

【表5】 品目別経営体数及び作付面積

品目	経営体数	作付面積	品目	経営体数	作付面積
水稲	249	479 ha	ねぎ	23	1 ha
小麦	27	56 ha	たまねぎ	15	1 ha
大麦・裸麦※	8	3 ha	ブロッコリー	4	1 ha 未満
そば	11	9 ha	きゅうり	13	非公表
その他雑穀	1	非公表	なす	17	1 ha 未満
ばれいしょ	10	1 ha 未満	トマト	22	1 ha
かんしょ	5	1 ha 未満	ピーマン	5	非公表
大豆	18	65 ha	いちご	1	非公表
小豆	6	1 ha 未満	その他の野菜	34	非公表
その他の豆類	2	非公表	りんご	4	1 ha
こんにゃくいも	1	非公表	ぶどう	11	20 ha
その他工芸農作物	4	1 ha 未満	日本なし	2	非公表
だいこん	13	1 ha 未満	西洋なし	1	非公表
にんじん	4	1 ha 未満	もも	4	1 ha
さといも	7	1 ha 未満	うめ	2	非公表
やまのいも	1	非公表	キウイフルーツ	1	非公表
はくさい	7	1 ha 未満	その他の果樹	2	非公表
キャベツ	11	1 ha	花き類	6	3 ha
ほうれんそう	9	非公表	その他の作物	7	2 ha

出展：2020 農林業センサス（※は2015。耕作面積30a未満の経営体は含んでいない）

【表6】 コメの相対取引価格推移（農林水産省公表）

産年(円/玄米60kg)		H30	R元	R2	R3	R4
全銘柄	平均	15,688	15,716	14,529	12,804	13,844
コシヒカリ	長野	16,087	15,996	14,964	13,702	14,933
	新潟(魚沼)	21,147	21,009	20,336	20,426	21,021
	富山	15,936	15,981	15,452	13,774	14,984

【参考】

当協議会では、町農業委員会を代表する委員からの意見を取り上げ、「当協議会への池田町が進める耕作計画」の提出を求め、池田町から「池田町の今後の農業振興（案）」が提出された。

「池田町の今後の農業振興（案）」（【表7】）では、令和4年の水田面積に占める高収益作物60ha（8.3%）を将来、142ha（20%）とし、東山山麓地域と高瀬川沿い地域ではぶどう、もも、りんごを振興作物とする目標が示された。

【表7】「当協議会に提出された池田町の今後の農業振興（案）」

区分			内容	
1 池田町の農業振興方針			地域名	土地利用型作物以外の振興作物
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※細分化した地域単位の現状（品目別、経営体別の面積など）は、地域計画策定時に把握 </div>			・東山山麓地域 （中島～中之郷）	・ぶどう（加工・生食） ・もも ・りんご
水田面積	現状	目標		
土地利用型作物	628ha (86.6%)	569ha (80.0%)	・高瀬川沿い地域 （林中など）	・ぶどう（加工・生食） ・もも ・りんご
高収益作物	60ha (8.3%)	142ha (20.0%)		
ほ場整備中	23ha		・その他平坦地域	・野菜、果樹、花き
計	711ha	711ha		
（+自己保全等13ha=724ha）				

(2) 課題

ア 農業の担い手について

国は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により「10年後に一ほ場ごとに誰が耕

作するか」を明確化した「地域計画」の策定を市町村に対し義務付けているが、農業従事者の高齢化等により、10年以内に多くの従事者がリタイアすることが見込まれ、将来にわたり計画的な組織だった担い手の育成と確保が急務である。

また、現在、町内の農業経営体では、主力品目である水稻の全国的な需要減少、米価低迷、生産資材の高騰により、利益率が悪化している。このままでは経営が難しい。ここにきて「受け手があれば預けたい」とする小規模な経営体(農家)が多く、担い手となる生産者に農地が集約されるような仕組みの整備が急務である。

また、担い手に必要な栽培に関する知識や技術の習得をはじめ、安定した農業経営に必要な経営理念を習得する教育の場が必要であり、担い手の経営をサポートするため、町が、リタイアする経営体(農家)が所有している機械や施設の再利用等のシステムを構築することが必要である。

イ 作付け品目について

今後、安定した農業経営を継続するためには、現在、町で行われている水稻を主として麦や大豆の『土地利用型作物』による単一経営から、高収益が得られる果樹や野菜などの『労働集約型作物』を組み合わせた複合経営への転換が必要である。

また、国は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、町が「10年後、何を耕作するか」を明確化した「地域計画」を策定し、公告することを義務化した。

池田町では、今日まで農地の条件や作業の効率性を高める集約化や経営力を備えた大規模経営体の育成ができずにいた。町の課題である。

地域計画の中で、将来の池田町の農業振興の作付け品目を明確にし、高収益な作物の栽培を増やすとともに、町が中心になり、県や農業団体等と連携して、町の農業振興を背負う「流通力を考慮した大規模な公共性のある経営体」を中心にした農業振興を図る必要がある。

7 池田町への提言

(1) 提言の基本理念

- ア 「地域計画」の早期策定及びその実行・実現を全ての基本とする。
- イ 農業振興地域内農用地（青地）、特に、国庫補助事業等で公共投資が行われた農地は、将来にわたり効率的かつ適切に農業の用に供することを原則とする。
- ウ そのために必要となる追加の整備や、生産施設・機械等の導入を支援できる有利な補助事業と実施スケジュールを提示する。
- エ 将来にわたる安定的な農地利用を促進するため、耕作できなくなった農地の受け皿となる「新たな担い手法人」の概要を具体的に提示する。
- オ 新法人が早期に経営を確立できるよう、「コメ＋高収益作物」の園芸品目を提案し、経営シミュレーションを示す。
- カ 農業振興と両輪をなす「農村振興」に関し、中山間地域のコミュニティ維持や生活支援、地域資源（太陽光発電等）等の方向性を示すほか、有機農業や景観作物による農地の幅広い活用方法などについても言及する。

(2) 担い手について

2ha未満の小規模農家が94%を占める中、今後農業従事者が一層減少することが予想され、現在よりも少ない農業者、農業経営体で町内の農地を担っていく必要が生じることから、個人・法人やその経営規模に関わらず既存経営体が営農継続できるよう積極的な支援を行うとともに、新たな担い手の確保・育成を確実に進めていくことが必要である。

特に、離農した農地の受け皿となる確たる経営体が不在である現状は、池田町の今後の農業振興の重大な不安要素となっているため、新たな担い手法人の設立は急務である。

「地域計画」の策定については、現行の個人経営、法人経営はもとより、自給的農家

等も含め、現況地図を整理した上で、耕作者個々の意向を正確に捉えて「目標地図」に反映することが重要である。農地の集積・集約化を加速させるため、土地利用型作物と園芸作物等の栽培エリアをゾーニングすることも有効である。また、意向調査にあたっては、主旨をしっかりと伝えることがポイントになるため、地域別説明会などの開催及びその早期実施を強く求めたい。

(3) 農地利用について

池田町の農地は、約 900ha(田：約 724ha、畑：約 169ha)を 919 経営体が耕作しており、そのうち、経営面積 30a 以上の経営体による水稻栽培が 479ha と全農地の 74.5% を占めている。こうした土地利用型農業においては、農地の集積・集約化をさらに促進し、大規模化による生産コストの低減を目指すことが重要となる。

一方で、耕作面積が 2 ha 未満の小規模な個人農家が、867 経営体（約 94%）で約 28%(247.5ha) もの農地を耕作している。

今後は、小規模高齢農家のリタイアの増加が予想され、既存の大・中規模経営体への農地集積には限界があるため、地域計画の策定にあたっては、特に耕作者に留意した「目標地図」の作成が必要である。

また、既存の大規模法人においては、構成員の平均年齢が 70 歳を超えている現状から、規模縮小の可能性も視野に入れ、新たな担い手法人や若手経営体へ農地を効率的に集積していく将来像を描くことが求められる。

さらに、個々の経営体が安定的かつ効率的な農業経営を継続していくためには、現在のような水稻に偏重した形態から、園芸品目を一定規模取り入れた経営へ転換していく必要がある（「コメ＋高収益作物」）。その推進にあたっては、適地適作と農地利用の効率化を図る観点から、作目ごとに生産エリアを明確化し誘導を図ること、農産物の販売面から生産規模等を見定めることなどを強く意識して欲しい。

また、これまでに、ほ場整備が実施された地区は、社口原地籍を含む 5 地区の約 500ha（実施中も含む）であるが、これらの農地は将来にわたり、適切に耕作され続けなければならないという認識を関係者で改めて共有する必要がある。

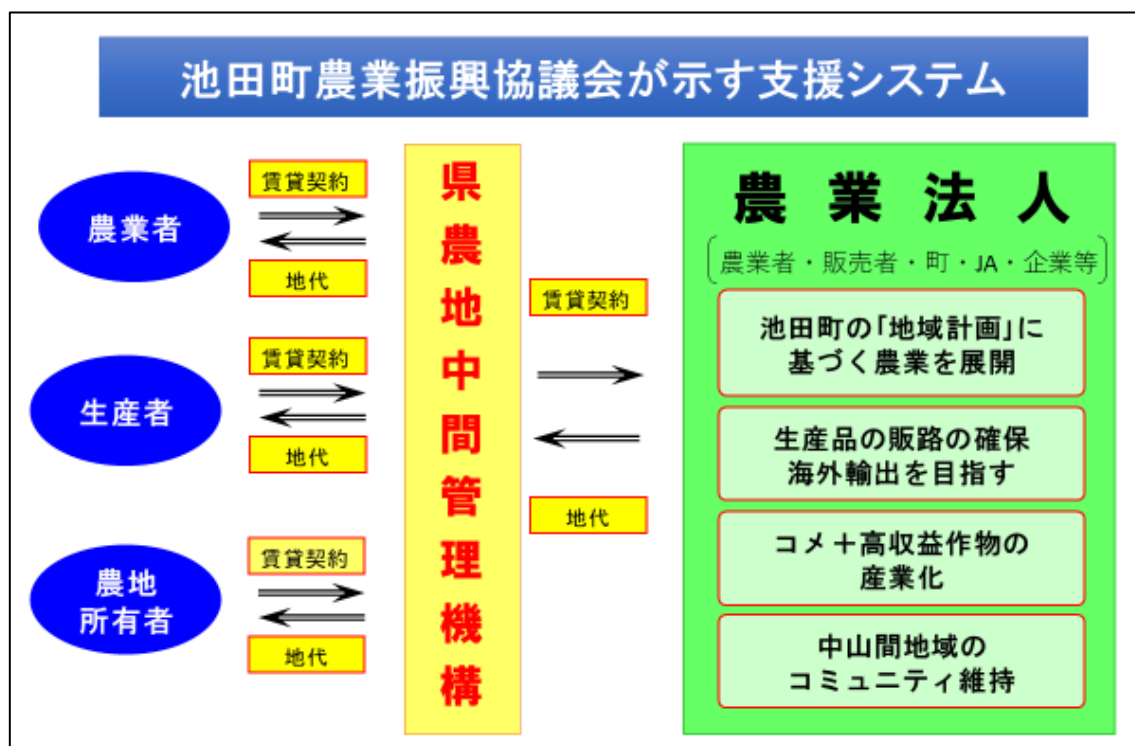
なお、営農条件が厳しい東部山麓地域等の農地利用に関しては、観光面を意識した景観作物やオーガニック農業エリアなどの設定も有効な手段と考える。

(4) 新たな担い手法人の概要と経営シミュレーション

池田町における農地の維持・管理だけでなく、豊かな農村風景を守り育てるためには町が参加し、農業者による組織として、法人の構成や営農活動等について以下のとおり提案する。

ア 法人の運営方針

- (ア) 池田町から出資を受けることから、「公共性」の高い活動にも取り組む組織とする。
- (イ) 農業経営基盤強化促進法改正（令和5年4月）に基づいて池田町が策定する『地域計画』の実現に向けて、他の農業者等と連携した取組を展開する。
- (ウ) 中山間地域に居住する町民の利便性と該当する地域の活性化に向けた取組を展開する。



イ 体制と構成

(7) 組織の構成

区分	人数
専門社員	3人
常勤社員	16人
臨時雇用	最大15人

(イ) 構成員

a 専門社員、常勤社員(正規雇用者)

常勤雇用とする。(給与は役場職員・団体職員等を参考とする)

なお、社会保険、雇用保険のほか、年休(20日)、週休2日体制を基本とする。

ただし、休暇等については繁忙期と閑散期の労務管理を行った上で調整する。

b 臨時雇用者(オペレータ、パート、アルバイト職員)

栽培する品目の栽培状況に応じ、正規雇用者で不足する労働力を補てんする者として雇用する。

なお、オペレーター等の経験者は、その経験によって賃金単価等を優遇する。

(トラクターなどの機材の寄付者を優先する)

また、パート、アルバイトについては、多様な勤務体制(早朝6:00~9:00、夕方15:00~18:00など)を提供する。

(ウ) 構成員の役割

a 専門社員(以下の①~③を担う専門社員を設置)

①組織の全体を総括する。また、販路拡大等の営業も担当する。

②栽培品目全体の栽培技術総括を担当する。(町から出向)

③農地(水田)の集積に向け町や中間管理機構等と調整するほか、法人の庶務を担当する。(町から出向)

※専門社員も常勤社員と同様に栽培管理作業も担う

b 常勤社員

すべての栽培品目の管理作業を担当する。

c 臨時雇用者(オペレータ、パート、アルバイト職員)

専門社員・常勤社員で不足する労働力を補填するため、栽培管理作業の状況に応じ、必要な作業を担当する。

※中山間コミュニティ支援として、法人は町と協議の上、法人運營業務の他、高齢者の通院や買い物送迎等の町からの受託業務も行う。

ウ 事業内容

【農地の集積、営農】(町が担当)

(ア) 農地の所有者から貸し出された「受け手」のいない農地(高齢者や後継者不在の農地)について、池田町の地域計画に基づいて、利用権を設定した上で農地の管理・営農を行う。

(イ) 必要に応じて、他の営農組織と連携した営農活動にも取り組む。

(ウ) オーガニック農業に取り組む町内の農業者等との連携を図りつつ、ガーデンハックルベリーの栽培など環境にやさしい農業にも取り組むほか、付加価値の高い農畜産物加工にも取り組み、北アルプス山麓眺望の里にふさわしい農業経営を展開する。

【農業以外の事業内容】

(ア) 町が参加するため、公的事業の受託や「農村RMO事業(令和7年度~)」を活用しつつ、中山間地域の活性化に向けた取組を支援する。

(イ) 多様な担い手の育成を行うことで、法人経営の継続と発展に向けて取り組む。
また、必要に応じて、他の営農組織・個人と連携して池田町農業全体の永続的な展開を担う。

(ウ) 農業を取り巻く環境の変化を念頭に入れ、開かれた先進的な経営にあたる。

エ 営農事業

早期に耕作地(農地)の確保を行うとともに、栽培品目の検討・選定を行い、詳細な営農計画を作成し、その計画に基づいて営農に取り組む。

主要な品目等について、以下のとおり提案する。

【果樹】

(ア) 生食用ぶどう

社口原農地を中心に、生食用ぶどう栽培に取り組む。なお、労働力の有効活用を目的として、植栽面積の50%について、雨よけ栽培に取り組む。

(シャインマスカット、クイーン・ルージュ®を主要品種とする)

(イ) りんご

地球温暖化により、標高の低い他の地域においては栽培が難しい状況となっていることから、需要が見込めるりんごの栽培に取り組む。

なお、今後も加工原料用りんごの需要が見込めることから、一部ほ場では、防除・夏期管理の省力化による加工向けの低コスト栽培を導入する。

(シナノスイート、シナノゴールド、ふじを主要品種とする)

(ウ) もも

数年前からももせん孔細菌病が全国の主要産地で拡大し、生産量が減少している。

ももは国内外向けの需要が高い品目であり、当地域ではこの病気の発生が限定的であることから栽培に取り組む。

(川中島白桃、黄金桃を主要品種とする)

【野菜】

(ア) アスパラガス

需要が高く、10a当りの収益性も高い品目であり、作業も軽量である。栽培方式によって定植後、早い時期から長期収穫が可能な品目でもある。

主要病害である茎枯病対策と長期出荷のために「パイプハウス」「かん水施設」

を設置した上で栽培に取り組む。

(イ) タマネギ

全国的にも需要が高い品目であり、また水稲栽培と作業が重複せず、定植・収穫が機械化により省力化・大規模栽培が可能であることから、栽培に取り組む。

(ウ) ミニトマト

水稲育苗施設を活用し、育苗作業後にミニトマト栽培に取り組む。

【特産作物、食品加工】

(ア)なたね、ひまわり

開花期の優れた景観形成に役立つだけでなく、種子は搾油により特産品化が可能で、特に国産の植物性の油の需要が高まっていることから、なたね、ひまわり栽培に取り組む。

なお、搾油作業は冬期間の農産物の管理作業が少ない時期に行うことが可能であることから、労働力の活用にもつなげることができる。

(イ) バニラビーンズ

国産の需要が高く、実需者からも要請がある「バニラビーンズ」を栽培する。栽培については施設栽培とする。

(ウ) その他

加工施設については、他の作物の加工委託ができるよう搾油以外の加工に必要な機械も整備する。

また、倉庫の屋上などに太陽光発電施設を設置し、アスパラガス栽培施設等でこの電力を活用する。

オ 法人の設立、運営に活用する主な事業

(ア) 中山間地域農業農村総合整備事業

(イ) 畑作等促進整備事業

(ウ) 農村型地域運営組織(農村 RMO) 形成推進事業

(I) 産地生産基盤パワーアップ事業、担い手確保・経営強化支援事業

※事業の実施にあたっては、法人と池田町等と連携した上で、長野県北アルプス地域振興局等の支援を受けるものとする。

カ 経営試算

栽培品目、組織体制(労働力)、加工等について主要な要因を整理して経営試算を行った。詳細は資料2

(ア) 長野県農業経営指標を活用してシミュレーションを実施

(イ) 経費(機械、施設等)については、全て新品で試算。現在使用している機械、施設等を利用することで初期の経費負担の軽減を図ることが可能。

※経営開始後、5年後から黒字化が見込まれる。

キ 法人設立直後の取組

令和6年2月の法人設立後、令和6年に社口原農地でぶどう20aの栽培試行を始め、令和7年には2haにぶどうの苗木を定植する。

法人設立後は以下について取り組む。

(ア) 組織体制の構築

社員(常勤社員・臨時雇用者)

(イ) 出資者の呼びかけ、契約

(ウ) 業務の整理、業務(役割)分担の整理

(エ) 農地の確保

地域計画に基づき営農する農地を確保

※池田町、県農地中間管理機構との調整

(オ) 営農計画の策定

確保した農地を確認し、その農地に適した作付け品目を決定し、営農計画を策定する。

(カ) 出荷・流通体制の構築

- (キ) 補助事業の実施に向けた計画等の策定
- (ク) 営農以外の事業計画の策定
- (ケ) 他の営農法人、集落営農組織、大規模農業者との連携に向けた意見交換
- (コ) その他

(ア)～(ケ)以外の令和９年度以降の事業展開に必要な事項

- (カ) この令和９年度までに行う試作・定植等の作業については、地域おこし協力隊のほか、臨時雇用者が行うものとする。

(5) 池田町の役割

町が自ら策定した「地域計画」を実行・実現するため、農業委員会と連携し、以下に取り組むことが必要である。

- ア 新たな農業法人の設立と専任となる町職員の出向
- イ 新たな農業法人の経営確立・安定化への支援
- ウ 農地の利用集積と集約化の主導
- エ 町内の農業法人の連携に対する支援
- オ 中山間地域の活性化に向けた支援
- カ 野生鳥獣による被害防止対策の実施
- キ 町民に対する農薬使用等の適切な情報提供

(6) その他関係機関に期待される支援

町の「地域計画」の実行・実現に向け、関係機関による以下の支援に期待する。

ア 長野県

- ① 国庫補助事業の採択申請等の支援
- ② 県営中山間地域農業農村総合整備事業の実施
- ③ 農業生産に係る栽培技術等の支援（農薬安全使用を含む）
- ④ 農地の利用集積・集約化の支援
- ⑤ 新たな法人に対する経営サポート

イ JAグループ

- ① 新たな農業法人の設立の支援と専任職員の派遣（出向）
- ② 新たな農業法人の経営確立・安定化への支援
- ③ 園芸品目の産地育成や販売促進支援
- ④ 担い手の確保・育成の促進

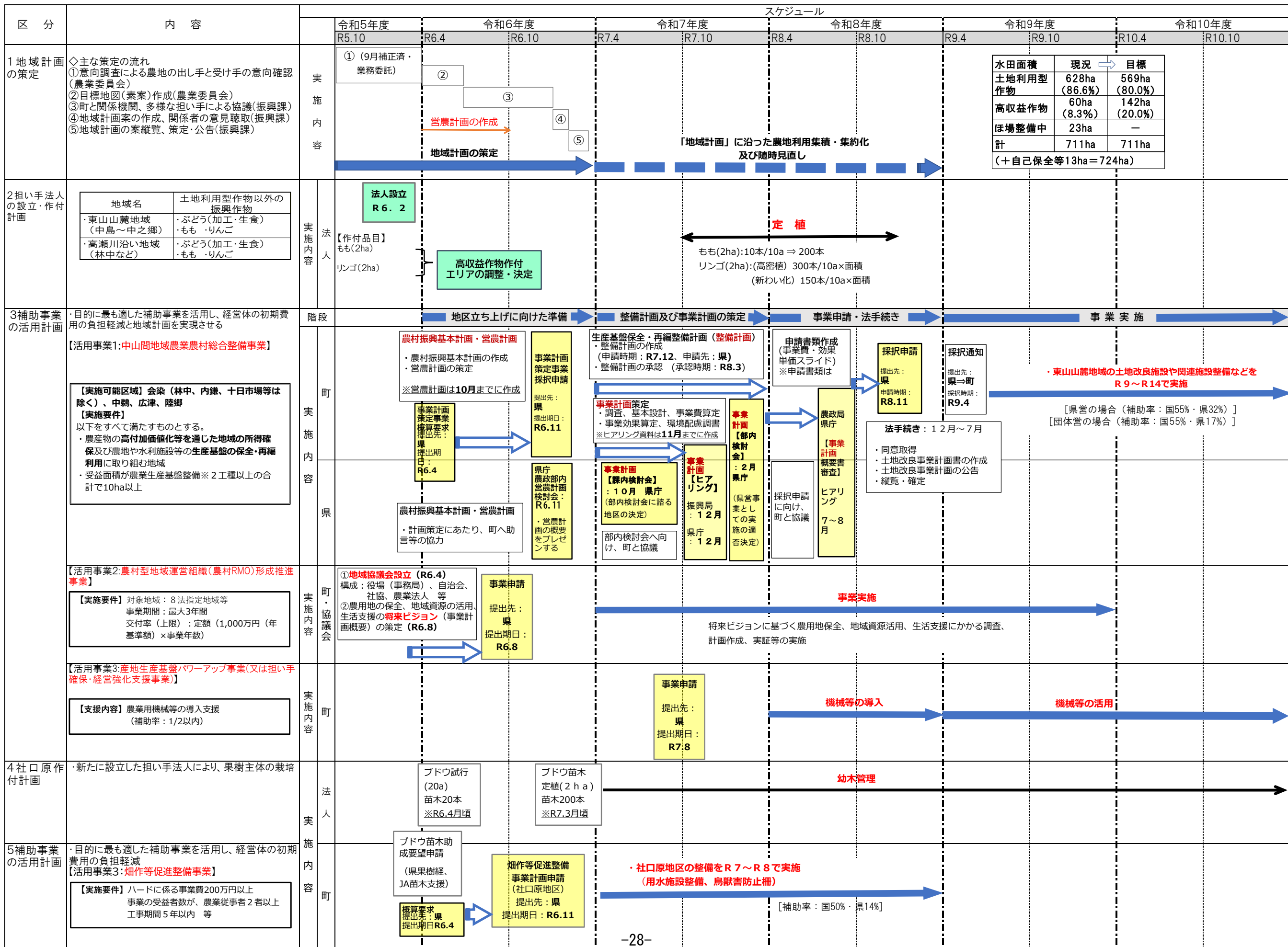
ウ 長野県農地中間管理機構（長野県農業開発公社）

- ① 農業経営体の安定経営に向けた、農地利用の効率化に資する貸借の推進

(7) 実施状況の確認（進捗管理）

町長は、毎年、最終答申に基づく取組の進捗状況について、町議会へ報告するものとする。

今後の池田町の農業振興施策の進め方(案)



○中山間地域農業農村事業総合整備事業の整備イメージ

＜できること＞

- 農地の整備をはじめとする、生産基盤整備全般
- 生活環境を改善するための公共施設整備
- 収穫した作物を加工・販売するための施設整備など

- 農業生産基盤整備事業（9工種）
- 農村振興環境整備事業（9工種）

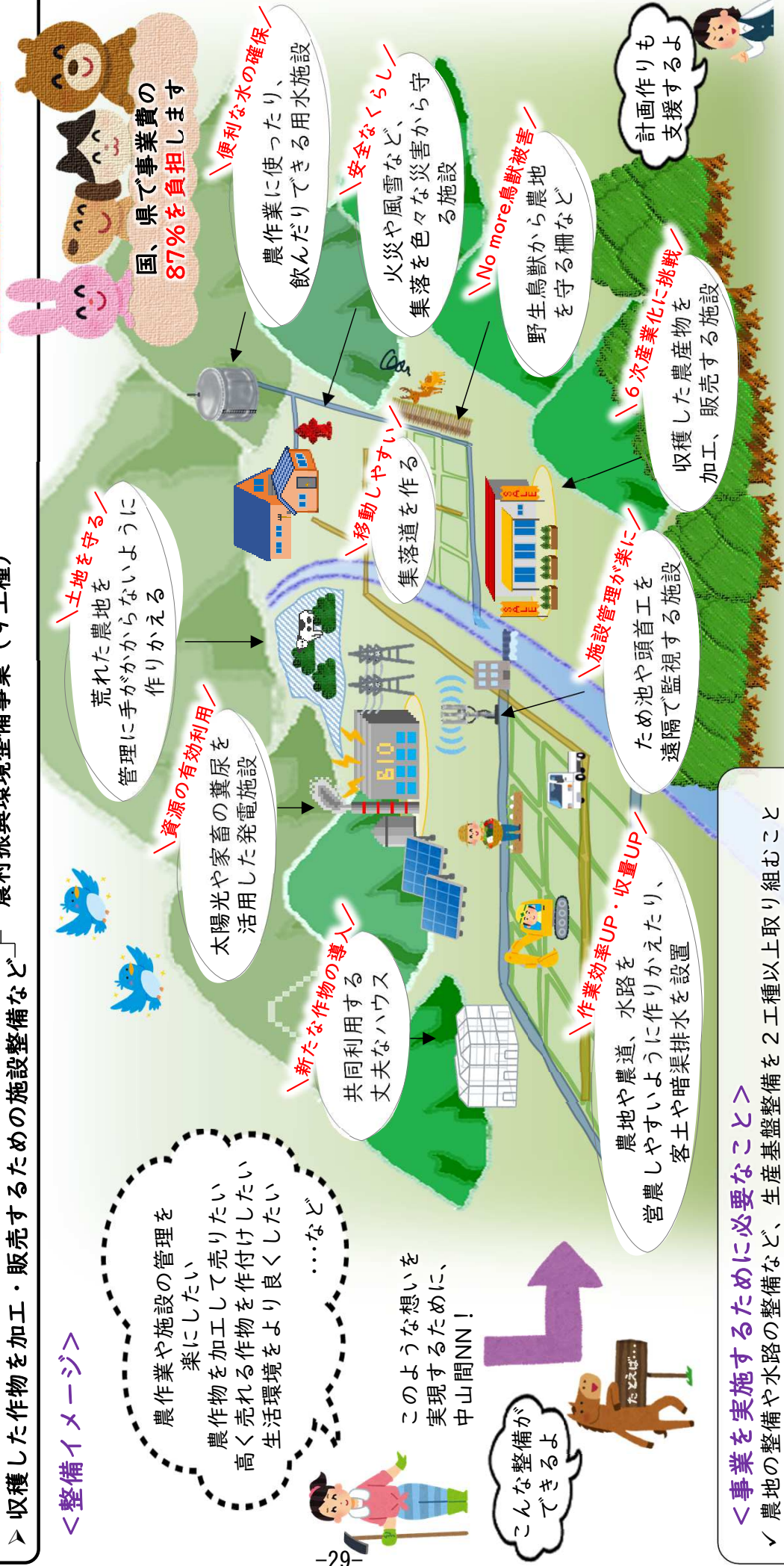
全18工種のうち、地域に必要な整備を総合的に実施します。

＜整備イメージ＞

農作業や施設の管理を
楽にしたい
農作物を加工して売りたい
高く売れる作物を作付けしたい
生活環境をより良くしたい
...など

このような想いを
実現するために、
中山間NN!

こんな整備が
できるよ



＜事業を実施するために必要なこと＞

- ✓ 農地の整備や水路の整備など、生産基盤整備を2工種以上取り組むこと
- ✓ 生産基盤の整備で恩恵を受ける農地の面積10ha以上であること
(↑まとまった土地ではなくても、条件が合えばOK)
- ✓ 整備の結果、所得が増えること
- ✓ 農地や生産基盤を管理しやすい規模にすること（現状規模の維持でもOK）

それぞれの整備内容毎にできること・できないこと、
個別の要件があります。

新たな担い手法人の経営試算

1 作付面積

ha

品目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
水稲				20	20	50	50	50	50	100	100	100	150
ブドウ		(定植)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
リンゴ		(定植)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
もも		(定植)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
アスパラガス				(春定植)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
タマネギ				(秋定植)	4	4	4	4	4	4	4	4	4
ミニトマト				0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
なたね				(秋播種)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
ヒマワリ				1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
搾油加工				ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ	なたね ヒマワリ

果樹定植後2年間の管理は地域おこし協力隊が担当

2 作目ごと10aあたり販売額（果樹、アスパラガスは成園時）

販売金額：千円/10a、単収：kg/10a、単価：円/kg

品目	販売額	単収	販売単価	備考
水稲	124	540	230	
ブドウ	2,381	1,500	1,587	クイーンルージュ®, シャインマスカット、内1haは雨よけ栽培
リンゴ	1,450	5,000	290	シナノスイート、シナノゴールド、ふじ
もも	1,812	3,300	549	川中島白桃、黄金桃
アスパラガス	2,500	2,000	1,250	ハウス栽培、長期取り作型
タマネギ	450	5,000	90	水稲の裏作で早生品種を栽培
ミニトマト	2,400	4,000	600	水稲育苗作業後のハウスを利用
なたね	780	65	12,000	搾油量、製品販売単価、子実収穫量250kg/10a、搾油率26%
ヒマワリ	720	36	20,000	搾油量、製品販売単価、子実収穫量120kg/10a、搾油率30%

3 構成員・労働力

人・時間

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	備考
専門社員														
代表（営業）				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
栽培技術				1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
水田集積・庶務				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	町から派遣
常勤社員				2	2	4	12	12	12	14	14	14	16	
非常勤社員														
オペレーター				1,663	2,026	2,755	1,034	1,034	1,034	2,674	2,674	2,674	4,529	
パート社員				1,841	5,237	7,648	8,791	13,597	13,597	15,013	15,013	15,013	16,543	
合計				3,504	7,263	10,403	9,826	14,632	14,632	17,687	17,687	17,687	21,072	

常勤社員人件費（入社から5年目までの場合は500万円・人/年）

パート社員は作業ピーク時15名/日程度を想定

4 施設機器の購入

補助事業を活用し投資額を削減

- (1) 中山間地域農業農村総合整備事業：低コスト耐候性ハウス（水稲育苗＋ミニトマト、アスパラガス）、出荷調製施設、加工施設・機器、交流等施設、太陽光発電施設
事業実施主体：長野県 補助率98%（施設は池田町が所有する）
- (2) 産地生産基盤パワーアップ事業等：農業機械、果樹苗木、果樹棚等
事業実施主体：法人 補助率50%（消費税抜き事業費の50%）

5 法人設立

令和6年2月

6 経費

(円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	備考
水稲部門			0	20ha	20ha	50ha	50ha	50ha	50ha	100ha	100ha	100ha	150ha	
水稲部門合計			0	18,856,472	18,856,472	46,998,936	46,998,936	46,998,936	46,998,936	91,424,644	91,480,073	91,480,073	135,337,210	
果樹部門①(ぶどう)			200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	
計			812,648	3,615,437	5,063,519	6,136,645	13,733,807	13,733,807	13,733,807	13,733,807	13,733,807	13,733,807	13,733,807	
果樹部門②(りんご)			200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	
計			624,280	2,462,165	3,783,869	4,909,457	12,986,161	12,986,161	12,986,161	12,986,161	12,986,161	12,986,161	12,986,161	
果樹部門③(もも)			200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	
計			583,338	1,859,353	3,375,169	4,493,451	12,213,927	12,213,927	12,213,927	12,213,927	12,213,927	12,213,927	12,213,927	
果樹部門労賃										0	0	0	0	
計			0	432,000	606,000	2,014,500	3,189,000	6,848,000	6,848,000	6,848,000	6,848,000	6,848,000	6,848,000	
果樹部門合計			2,020,266	8,368,956	12,828,558	17,554,054	42,122,896	45,781,896	45,781,896	45,781,896	45,781,896	45,781,896	45,781,896	
野菜部門①(アスパラガス)			0	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	200a	
計			0	4,131,974	2,726,628	14,505,568	16,751,443	18,997,318	18,997,318	18,997,318	18,997,318	18,997,318	18,997,318	
野菜部門②(タマネギ)			0	400a	400a	400a	400a	400a	400a	400a	400a	400a	400a	
計			0	4,485,346	12,290,902	12,290,902	12,290,902	12,290,902	12,290,902	12,290,902	12,290,902	12,290,902	12,290,902	
野菜部門③(ミニトマト)			0	40a	40a	40a	40a	40a	40a	40a	40a	40a	40a	
計			0	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	2,784,476	
野菜部門雇用労賃										0	0	0	0	
小計			0	2,877,000	6,544,600	7,037,900	4,855,800	6,003,000	6,003,000	6,003,000	6,003,000	6,003,000	6,003,000	
野菜部門合計			0	14,278,796	24,346,606	36,618,846	36,682,621	40,075,696	40,075,696	40,075,696	40,075,696	40,075,696	40,075,696	
搾油用作物①(なたね)			0	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	
計			0	90,090	4,808,500	4,808,500	4,808,500	4,808,500	4,808,500	4,808,500	4,808,500	4,808,500	4,808,500	
搾油用作物②(ヒマワリ)			0	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	130a	
計			0	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	4,204,000	
搾油用作物労賃			0	54,600	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	62,400	
搾油用作物合計			0	4,348,690	9,074,900	9,074,900	9,074,900	9,074,900	9,074,900	9,074,900	9,074,900	9,074,900	9,074,900	
経費合計			2,020,266	45,852,914	65,106,536	110,246,736	134,879,353	141,931,428	141,931,428	186,357,136	186,412,565	186,412,565	230,269,702	

臨時雇用（賃金は上記1経費の各部門労賃に計上）

(時間・円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	備考
オペレーター														1,500円/時
作業時間			0	1,663	2,026	2,755	1,034	1,034	1,034	2,674	2,674	2,674	4,529	
賃金			0	2,494,800	3,038,400	4,132,800	1,551,600	1,551,600	1,551,600	4,010,400	4,010,400	4,010,400	6,793,200	
パート社員														1,000円/時
作業時間			0	1,841	5,237	7,648	8,791	13,597	13,597	15,013	15,013	15,013	16,543	
賃金			0	1,840,600	5,237,000	7,647,800	8,791,200	13,597,400	13,597,400	15,013,400	15,013,400	15,013,400	16,543,400	
賃金合計			0	4,335,400	8,275,400	11,780,600	10,342,800	15,149,000	15,149,000	19,023,800	19,023,800	19,023,800	23,336,600	

常勤社員報酬

(人・円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	備考
常勤社員人数			0	3	3	7	15	15	15	17	17	17	19	
常勤社員報酬			0	15,000,000	15,000,000	35,000,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000	85,000,000	85,000,000	85,000,000	95,000,000	
計			0	15,000,000	15,000,000	35,000,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000	85,000,000	85,000,000	85,000,000	95,000,000	

常勤社員賃金500万円/年

(参考)中山間地域農業農村総合整備事業：低コスト耐候性ハウス（水稲育苗+ミニトマト、アスパラガス）、出荷調整施設、加工施設・機器、交流等施設、太陽光発電施設 事業実施主体：長野県 補助率98%（施設は池田町が所有）(千円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	合計
事業費				1,007,048										1,007,048
補助金額				986,907										986,907
補助金圧縮後金額				20,141										20,141

(参考)産地生産基盤パワーアップ事業等：農業機械、果樹苗木、果樹期等 事業実施主体：法人 補助率50%（消費税抜き事業費の50%）

(千円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	合計
事業費			44,376	143,704	0	83,595	0	5,100	4,221	102,702	62,826	5,100	159,497	611,120
補助金額			20,171	47,745	0	30,662	0	0	0	28,250	20,710	0	60,750	208,287
補助金圧縮後金額			24,205	95,960	0	52,932	0	5,100	4,221	74,452	42,116	5,100	98,747	402,833

法人負担額：20,141千円+402,833千円=422,974千円

7 販売金額

(円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	備考
水稲部門			0	24,840,000	24,840,000	62,100,000	62,100,000	62,100,000	62,100,000	124,200,000	124,200,000	124,200,000	186,300,000	
果樹部門①(ぶどう)			0	0	0	0	33,327,000	47,610,000	47,610,000	47,610,000	47,610,000	47,610,000	47,610,000	
果樹部門②(りんご)			0	0	0	0	20,300,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	29,000,000	
果樹部門③(もも)			0	0	0	0	24,231,900	34,617,000	34,617,000	34,617,000	34,617,000	34,617,000	34,617,000	
野菜部門①(アスパラガス)			0	0	0	35,000,000	42,500,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	
野菜部門②(タマネギ)			0	0	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	
野菜部門③(ミニトマト)			0	0	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	
搾油用植物①(菜の花)			0	0	10,140,000	10,140,000	10,140,000	10,140,000	10,140,000	10,140,000	10,140,000	10,140,000	10,140,000	
搾油用植物②(ヒマワリ)			0	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	9,360,000	
計			0	34,200,000	71,940,000	144,200,000	229,558,900	270,427,000	270,427,000	332,527,000	332,527,000	332,527,000	394,627,000	

8 利益

(円)

区分	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	備考
水稲部門			0	5,983,528	5,983,528	15,101,064	15,101,064	15,101,064	15,101,064	32,775,356	32,719,927	32,719,927	50,962,790	
果樹部門			▲2,020,266	▲8,368,956	▲12,828,558	▲17,554,054	35,736,004	65,445,104	65,445,104	65,445,104	65,445,104	65,445,104	65,445,104	
野菜部門			0	▲14,278,796	▲6,346,606	16,381,154	23,817,379	27,924,304	27,924,304	27,924,304	27,924,304	27,924,304	27,924,304	
搾油用作物			0	5,011,310	10,425,100	10,425,100	10,425,100	10,425,100	10,425,100	10,425,100	10,425,100	10,425,100	10,425,100	
小計			▲2,020,266	▲11,652,914	▲2,766,536	24,353,264	85,079,547	118,895,572	118,895,572	136,569,864	136,514,435	136,514,435	154,757,298	
▲常勤社員報酬	0	0	0	▲15,000,000	▲15,000,000	▲35,000,000	▲75,000,000	▲75,000,000	▲75,000,000	▲85,000,000	▲85,000,000	▲85,000,000	▲95,000,000	
▲交流体験加工施設経費	0	0	0	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	▲1,000,000	
▲営業経費	0	0	0	▲500,000	▲500,000	▲1,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲3,000,000	▲3,000,000	▲3,000,000	▲3,000,000	
▲利子(0.8%)	0	0	▲193,642	▲961,318	▲961,318	▲1,384,776	▲1,384,776	▲1,283,018	▲1,170,850	▲1,560,973	▲1,658,712	▲1,456,243	▲1,923,949	
▲事務経費	0	0	0	▲500,000	▲500,000	▲1,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	▲2,000,000	
▲消費税納付額	0	0	0	0	▲1,234,300	0	▲7,809,200	▲10,365,400	▲10,453,300	▲2,207,000	▲6,194,700	▲11,988,500	0	
+消費税還付額	0	0	4,478,300	14,614,900	0	4,814,900	0	0	0	0	0	0	1,828,100	
雑収入(機構集積協力金)	0	0	0	4,400,000	0	6,600,000	0	0	0	11,000,000	0	0	11,000,000	
税引き前利益	0	0	2,264,392	▲12,024,909	▲23,387,731	▲5,042,189	▲5,540,006	25,821,577	25,845,844	51,376,314	36,235,446	30,644,115	63,235,871	
法人税等	182,500	182,500	909,307	182,500	182,500	182,500	182,500	182,500	2,003,481	16,770,842	11,814,881	10,019,888	20,600,011	
税引き後利益	▲182,500	▲182,500	1,355,085	▲12,207,409	▲23,570,231	▲5,224,689	▲5,722,506	25,639,077	23,842,363	34,605,472	24,420,565	20,624,227	42,635,860	

参考1 資金計画

円

	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)	備考
短期借入(運転資金)			3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長期借入(苗木・設備・機械投資)			24,205,189	95,959,555	0	52,932,227	0	5,100,000	4,220,800	74,452,300	42,115,955	5,100,000	98,746,600	
長期借入金額累計			24,205,189	120,164,744	120,164,744	173,096,971	173,096,971	178,196,971	182,417,771	256,870,071	298,986,025	304,086,025	402,832,625	
長期借入金返済額			据置	据置	据置	据置	据置	17,819,697	18,241,777	25,687,007	29,898,603	30,408,603	40,283,263	
元金残額			24,205,189	120,164,744	120,164,744	173,096,971	173,096,971	160,377,274	146,356,297	195,121,590	207,338,942	182,030,339	240,493,677	

短期借入金は翌年返済、長期借入金はR12年まで据置とし10年均等返済とした。

参考2 減価償却費

円

	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)
減価償却費			1,613,680	12,128,472	12,128,472	19,240,464	19,240,464	19,452,964	19,452,964	26,752,172	26,807,601	27,020,101	33,579,238
累計額			1,613,680	13,742,152	25,870,624	45,111,088	64,351,552	83,804,516	103,257,480	130,009,652	156,817,253	183,837,354	217,416,592

参考3 キャッシュフロー

年度末時点 円

項目	1年目(R6)	2年目(R7)	3年目(R8)	4年目(R9)	5年目(R10)	6年目(R11)	7年目(R12)	8年目(R13)	9年目(R14)	10年目(R15)	11年目(R16)	12年目(R17)	13年目(R18)
当期純利益			1,355,085	▲12,207,409	▲23,570,231	▲5,224,689	▲5,722,506	25,639,077	23,842,363	34,605,472	24,420,565	20,624,227	42,635,860
減価償却費			1,613,680	12,128,472	12,128,472	19,240,464	19,240,464	19,452,964	19,452,964	26,752,172	26,807,601	27,020,101	33,579,238
資産投資額			▲24,205,189	▲95,959,555	0	▲52,932,227	0	▲5,100,000	▲4,220,800	▲74,452,300	▲42,115,955	▲5,100,000	▲98,746,600
長期借入金			24,205,189	95,959,555	0	52,932,227	0	5,100,000	4,220,800	74,452,300	42,115,955	5,100,000	98,746,600
短期借入金			3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借入返済額(短期)			0	▲3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借入返済額(長期)			0	0	0	0	0	▲17,819,697	▲18,241,777	▲25,687,007	▲29,898,603	▲30,408,603	▲40,283,263
現金の増減額			5,968,765	▲3,078,937	▲11,441,759	14,015,775	13,517,958	27,272,344	25,053,550	35,670,637	21,329,564	17,235,726	35,931,836
(現金の期首残高)	10,000,000	9,817,500	9,635,000	15,603,765	12,524,828	1,083,069	15,098,844	28,616,802	55,889,146	80,942,696	116,613,333	137,942,897	155,178,622
(現金の期末残高)	9,817,500	9,635,000	15,603,765	12,524,828	1,083,069	15,098,844	28,616,802	55,889,146	80,942,696	116,613,333	137,942,897	155,178,622	191,110,458

1年目期首現金残高は資本金額。固定資産は耐用年数に基づき更新するものとした。

8 これまでの審議経過（中間答申以降）

年月日	経過等	出席者	主な内容
R5. 7. 12	第6回協議会（池田町役場）	委員8名、アドバイザー3名、町長	社口原農地の経過及び現状確認、中間答申以降の町の進捗状況説明
R5. 7. 25	第7回協議会（池田町役場）	委員9名、アドバイザー3名、町長、町民提案者1名	社口原農地の経過再確認、町の課題検討、町民からの提案
R5. 7. 26	池田町議会 議員協議会（池田町役場）	議員11名、委員1名、アドバイザー3名	社口原農地の経過説明及び意見交換
R5. 8. 7	第8回協議会（池田町役場）	委員9名、アドバイザー3名、町長	町の今後の農業生産振興案、新農業法人についての検討
R5. 9. 1	農業関係者からの広聴会（交流センターかえで）	農業関係者・議員等23名、委員8名、アドバイザー3名、	地域計画の策定・町の農業振興（案）・協議会の方針（会長案）の説明、意見交換
R5. 10. 24	第9回協議会（池田町役場）	委員9名、アドバイザー3名、町長	会長案を基に、社口原・町全体の農業振興、中山間地の活性化について検討
R5. 11. 9	社口原農地活用に関する意見交換会（池田町役場）	池田町ファーム役員7名、町民提案者1名、委員4名、アドバイザー2名	社口原農地の経過・地域計画の内容・農業振興に活用可能な補助金制度についての説明、池田町ファームの耕作意思確認、意見交換
R5. 11. 17	町との懇談会（池田町役場）	町長、総務課長、委員4名、アドバイザー3名	最終答申に向けた検討状況・今後の町の農業振興施策の進め方（案）の説明
R512. 4	第10回協議会（池田町役場）		最終答申

